

農林漁業体験民宿 登録制度について

株式会社百戦錬磨

登録の手続き方法

農林漁業体験民宿とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「農山漁村余暇法」と略記）2条5項が規定する『施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する』宿です。

農林漁業体験民宿の登録は、農山漁村余暇法16条に基づく制度で、農林水産大臣から「登録実施機関」の登録を受けた当社等が運用しています。農林漁業体験民宿の登録条件及び申請手順は次の通りですので、登録申出にあたりご一読ください。

1. 登録にあたっての条件

①農山漁村余暇法施行規則2条に基づく「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供してください。

- ①-1. 農作業、森林施業・林産物生産採取、漁撈・水産動植物養殖の体験指導
- ①-2. 農林水産物の加工または調理の体験指導
- ①-3. 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与
- ①-4. 用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内
- ①-5. 農林漁業体験施設等を利用させる役務
- ①-6. 前各号に掲げる役務の提供の斡旋

②農山漁村余暇法施行規則14条(参照:4頁)に従って営業してください。

特に平成17年の法改正後、「利用者の生命や身体について損害が生じた場合の損害を填補する保険か共済」へ加入が義務化されている点にご留意ください。

2. 登録までの流れ

申請から登録に至るまでには以下の5つのプロセスを通して完了します。

(1)申請 → (2)受付・審査 → (3)決定 → (4)登録 → (5)登録証・標識の送付

(1)申請(必要書類等の提出・登録料等の納入)

登録にあたっては必要事項を記載した登録申出書をはじめ次の書類等を当社に提出してください。

- ① 登録申出書（収入印紙15,000円分を貼付）
- ② 標識借受申込書・登録費用振込先連絡表
- ③ （営業許可を取得済の場合）旅館業法に基づく「営業許可書」のコピー
- ④ （有償で食事提供する場合のみ）食品衛生法に基づく「飲食店業営業許可証」のコピー
- ⑤ （船舶で漁撈体験させる場合のみ）遊漁船業法に基づく「都道府県知事からの通知」のコピー
- ⑥ 旅館賠償責任保険等「加入者証」のコピー
- ⑦ Webサイト「STAY JAPAN」登録用書類一式
※Webサイトでの情報公開は、ユニークな民泊施設と滞在者をつなぐWebサービス「STAY JAPAN」をご利用いただきます（初期登録料無料、月額費用無料）。詳しくは担当までお問い合わせください。
- ⑧ 写真（データ転送可）：建物外観、建物内観、お部屋内観、設備、備品、お食事メニュー、入浴施設、体験指導、地域案内の様子、近隣景観、宿のオーナー・スタッフさんなど

登録料等は次の事項を確認の上、指定口座(みずほ銀行)へ納入してください。

みずほ銀行 赤坂支店(支店コード:539)

普通 口座番号:2245342 口座名義:株式会社百戦錬磨

1)初回登録時に納入いただく費用:合計14,000円(消費税込)

- ①**登録手数料**：新規登録者の審査手続き等(2,000円；消費税込/初回のみ)
- ②**標識貸出料**：登録標識の貸出(10,000円；消費税込/初回のみ)
- ③**年会費**：登録年度の会費(2,000円；消費税込/毎年更新)

2) 登録した次の年からも必要な費用

①年会費：更新費用として、**2,000 円(消費税込)**／毎年1～12月の一年分

当社 Web サイトで宿情報を掲載。その他広報など。

②保険料：当社では、登録者へのメリットとして登録者専用の通常商品より安価で保険内容が充実した損害保険制度を設けています。**(実費)**

初回登録時以降は、毎年11月頃に保険更新の案内を行います。

なお、当社の保険加入ではなく、地元保険会社が提供する旅館賠償責任保険に加入している場合は、個別にお支払いください。

初回登録時に当社へ納入いただく費用の概要

①新規登録者の審査手続き	①-1. 登録手数料 2,000 円(消費税込)
	①-2. データベースへの情報入力
	①-3. 当社インターネット Web サイトへの情報公開
②標識貸出料 10,000 円(消費税込)	登録標識の貸出(登録取下げの日まで)
③年会費 2,000 円(消費税込)	登録者に係る毎年の更新費用

(2) 受付・審査

当社は、ご提出いただいた登録申出書を受け付け、書類審査を行います。必要な場合には、申出者や関係行政機関への聞き取り調査等を行います。

(3) 決定

当社は、書類審査結果と申出者からの登録手数料等の納入確認を踏まえて登録の可否を決定します。

ただし、旅館業法施行規則5条1項4号の特例を適用して客室延床面積33平米未満の営業許可を申請する場合は、(必要に応じて)仮登録の決定を通知しますので、旅館業法の簡易宿所営業(農林漁業体験民宿等)許可書が交付された後、コピーを追送ください。

(4) 登録

当社は、登録決定後、宿情報をデータベース化してインターネット上で公開します。登録基準に基づき適正な営業を継続されている場合は、1年を超えても継続して登録農林漁業体験民宿として営業できます。

(5) 標識・登録証の送付

登録決定後標識(縦25cm×横36cm)と登録証をお送りしますので、宿泊施設に掲示してください。

※ 非登録になった場合

事前に登録手数料及び標識貸出料金を納入していて、「非登録」と決定した場合は申出者に通知し、初回登録時のみ納入いただく費用：**合計 14,000 円(消費税込)**をご返還します。

問い合わせ先：株式会社百戦錬磨 東京オフィス 農林漁業体験民宿登録推進チーム

所在地：〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-18-20

TEL:03-6206-9176 FAX:03-6893-0293

MAIL:support@hyakuren.org

株式会社百戦錬磨 URL:http://www.hyakuren.org/

【参考】農山漁村余暇法施行規則第14条（農林漁業体験民宿業者の登録の基準）

農山漁村余暇法第16条第1項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項

- イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に、漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
- ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
- ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- ニ 宿泊に関する役務及び自ら又はあっせんにより提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
- ホ あっせんにより農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合においては、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。
- ヘ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導又は食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。

2 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（この号において「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。

3 地域の農林漁業者との調整に関する事項

- イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。
- ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。
- ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。

4 その他の事項

- イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。
- ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

登録申出書の記入ガイド

1. 施設名及び所在地

宿泊施設が2つ以上ある場合は、名称・所在地欄を適宜区切って書いて下さい。なお、同一敷地内の母屋と離れのような場合には、宿泊施設は1つとお考えください。

2. 客室数・客室延床面積・収容人数

居宅部分を除き、客室として宿泊できる部屋について記入してください。

3. 営業期間

通年営業、季節営業のどちらかあてはまる方を○印で囲み、季節営業の場合にはその営業期間を何月から何月までと記入してください。

4. 経営する農林漁業の種別

あてはまるものに○印をつけるか、記入をしてください。(複数回答可)

5-1(1) 提供する役務の内容

お客様に対して、どんな「農山漁村滞在型余暇活動」を提供できるか明確にする必要があります。まず、様式第1号-③に1つ以上具体的な内容を記入していただき、備考欄に説明を記述してください。

5-1(2)-① 役務(体験)の内容、料金等の表示の方法

お客様に体験の内容、料金を示す方法です。当てはまるものに○印をつけてください。当てはまるものがない場合には、「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。

5-1(2)-② 利用者の安全の確保

安全対策として事故防止に努めなければならないことはもちろんですが、平成17年の法改正後、万一に備えて保険加入等の措置をとることが義務付けられました。最低限、旅館賠償責任保険等に加入していただくことが必要ですので、保険名や補償終了日を記入してください。

緊急時の連絡先は、事故の種類にもよりますが、警察署・消防署・保健所・海上保安部・病院など、具体的な名称を記入してください。(例：□□警察署、△△病院など)

5-1(2)-③ 農山漁村滞在型余暇活動を行うにあたっての利用者への対応方法

当てはまるものに○印をつけ、「その他」の場合はカッコ内に具体的に書いてください。斡旋する場合には、斡旋先の状況がわかるように記入して下さい。

漁撈体験の指導等を行う場合は、注意事項の欄には利用者に事前説明する内容を、人員の欄には指導・監視に当たる人の人数を記入してください。

5-1(3)-① 地域情報の提供方法

当てはまるものに○印をつけ、「その他」の場合はカッコ内に具体的に記入してください。

5-1(3)-② 希少な野生動物の生態への配慮の内容

どういう配慮をしようとしているか具体的に記入してください。また、野生動物以外にも生態系に特段の配慮をしているものがあれば記入してください。

(例：鯨類は日本沿岸に回遊してくるので、観察する際には、これらに悪影響を与えないよう注意することが必要のため、「観察に際し、0m以上近づかない」など一定の規則を地域で作成し、利用者にも周知している。)

5-1(3)-③ 調理体験指導または食事の提供を行う場合における地域の農林水産物の活用方法

地域の農林水産物を活用している事例を具体的に記入してください。

以上